

令和2年11月6日

保護者各位

聖華こども園

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更

深秋の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本園の教育・保育に対しまして、ご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度、岡山県教育庁保健体育課より令和2年10月16日付保健第222号「インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について」が発出され、県立学校におけるインフルエンザに係る治癒証明書の取扱いが変更となりました。これは、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮したもので、浅口市においては、浅口医師会の助言をもとに11月1日よりインフルエンザに係る治癒証明書の取扱いを県立学校と同様に変更しています。本園におきましては、今後以下のように対応致しますので、記入例も合わせてご確認ください。引き続き、感染症拡大防止へのご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

◆ インフルエンザの治癒証明書等について

インフルエンザに罹患し、再登園する場合、治癒証明書を園へ提出する必要はありません。ただし、その代替として、保護者が**罹患報告書に記入し**（記入例は裏面）、**再登園する日の朝までに園に提出**してください。

※ 発熱後、医療機関を受診し、インフルエンザと診断された場合は、速やかに園に連絡してください。これまで通り「出席停止」となります。

※ 罹患報告書は、園玄関に置いてあります。

※ 罹患報告書の記入が難しい場合は、従来通り**治癒証明書の提出でも構いません**。

※ **罹患報告書または治癒証明書の提出がない場合や記入に不備がある場合、如何なる理由があっても登園は許可できません。登園されてもお帰り頂きますので、ご了承ください。**

◆ インフルエンザ以外の感染症の治癒証明書について

インフルエンザ以外の学校保健安全施行規則第18条に規定する感染症に罹患し、再登園する場合は、従来通り、治癒証明書を園に提出してください。治癒証明書が必要な感染症については、『園生活の手引き』をご確認ください。治癒証明書の提出がない場合、登園は許可できません。

◆ その他

風邪症状による欠席については、新型コロナウイルス感染症対策のため、引き続き「出席停止」扱いとなります。インフルエンザを含むその他の感染症の診断を受けた場合も「出席停止」扱いです。

裏へ

【 記入例 】 インフルエンザ罹患報告書

聖華こども園 御中

以下の通りですので、再登園を希望します。

クラス・児童氏名

●●● 組・ ●●●●

診断名（該当に○）

インフルエンザ A型 B型 不明

医療機関名

●●●●● 病院

診断日

令和2 年 12 月 4 日

発症日

令和2 年 12 月 3 日

解熱日

令和2 年 12 月 5 日

記入日

令和2 年 12 月 9 日

保護者氏名（自著）

●●●●

【 事例 】

12/3 朝発症、欠席

12/4 受診、インフルエンザA型と診断
⇒ 園に連絡

12/6 朝解熱（37.5℃未満）

12/8 発症後5日目

12/9 解熱後3日目

12/10 登園可

⇒ 罹患報告書を園に提出、登園

発症日からの経過は以下の通りです。

発症後	月日	時刻・体温（午前）	時刻・体温（午後）	解熱後日数
0日目	12月3日	7時30分・37.7℃	発症 19時00分・38.8℃	
1日目	12月4日	8時30分・38.6℃	20時00分・37.8℃	
2日目	12月5日	8時00分・37.6℃	20時30分・37.7℃	
3日目	12月6日	7時00分・36.3℃	18時10分・36.4℃	0
4日目	12月7日	7時00分・36.2℃	19時00分・36.3℃	1
5日目	12月8日	7時00分・36.3℃	20時00分・36.4℃	2
6日目	12月9日	6時00分・36.3℃	19時00分・36.4℃	3
7日目	12月10日	7時00分・36.2℃	時 分・℃	
8日目	月 日	時 分・℃	時 分・℃	
9日目	月 日	時 分・℃	時 分・℃	
10日目	月 日	時 分・℃	時 分・℃	
11日目	月 日	時 分・℃	時 分・℃	
12日目	月 日	時 分・℃	時 分・℃	
13日目	月 日	時 分・℃	時 分・℃	

【基準①】

発症後5日目

（発熱した日は0日目）

基準①と②の両方を12月9日に満たした
⇒ 12月10日から登園可

【基準②】

解熱（37.5℃未満）後3日目
（解熱した日は0日目）

◆ インフルエンザの出席停止期間の基準：①と②の両方を満たせば、再登園が可能です。

① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。

② 解熱（平熱[37.5℃未満]に下がること）した日の翌日を初日（1日目）として、3日間を経過していること。

※ 学校保健安全法施行規則第19条第2項：発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで

※ インフルエンザ罹患報告書（または治癒証明書）の提出がない場合や記入に不備がある場合、如何なる理由があっても登園は許可できません。